市町村議会で議決した意見書等（令和２年12月）

令和3年1月5日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	陸前高田市	防災・減災、国土強靭化対策の強化を求める意見書	R2.12.10	1
2	八幡平市	八幡平市安比高原地域へのスマートインターチェンジの早期開設を求める意見書	R2.12.14	2
3	北上市	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書	R2.12.17	3

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	【議決年月日】令和２年 12 月 10 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　総務大臣 文部科学大臣　厚生労働大臣　農林水産大臣　経済産業大臣 国土交通大臣　環境大臣　内閣官房長官　国土強靭化担当大臣 内閣府特命担当大臣（防災） 【件　　　名】防災・減災、国土強靭化対策の強化を求める意見書 陸前高田市は、東日本大震災の津波により、道路や鉄道、家屋など市街地が壊滅的な被害を受け、多くの尊い命が失われた。発災後は、街一面がれきの山であったが、国を始め多くの支援を受けて、道路の啓開や津波で流失した橋の復旧など、重要なインフラの復旧が迅速に行われた。その後も復興事業として三陸沿岸道路や防潮堤などの社会基盤が整備され、重要産業である水産業の回復や、観光を支える道の駅の開業など、復興に向けて歩みを進めてきた。 しかしながらこの１０年の間に、我が国においては、平成３０年７月豪雨、令和元年東日本台風、令和２年７月豪雨など、国土の広範囲にわたって多数の土砂災害、河川堤防の決壊等が生じるなど、気候変動の影響と思われる激甚な災害に見舞われ、多くの尊い命が犠牲となった。全国どこにおいても、かつて経験したことのない災害に見舞われても不思議ではない。 近年頻発・激甚化する災害に備えるため、国は今年度までとなっている「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」のみで完了するのではなく、高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化対策も含めて、令和３年度以降も継続的かつ計画的に、防災・減災対策に取り組んでいくことが必要である。 以上を踏まえて、次の事項について措置されるよう強く要望する。 記 １　「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」に続く新たな措置を講じ、必要な予算を安定的、継続的に確保すること。 ２　老朽化対策について、計画的かつ着実な推進が図られるよう、必要な予算を確保すること。 ３　災害発生時の迅速かつ円滑な対応等のため、平時から地方公共団体の支援を行う地方整備局の人員体制を強化すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	【議決年月日】令和２年 12 月 14 日 【提　出　先】国土交通大臣　岩手県知事　岩手県警察本部長　八幡平市長 【件　　　名】八幡平市安比高原地域へのスマートインターチェンジの早期開設を求める意見書 当市安比高原地域においては、450 年の伝統を有するイギリスの名門学校であるハロウ校が、2022 年（令和４年）８月に我が国に初めて開校を予定しております。開校予定のハロウインターナショナルスクール安比校（以下「ハロウ安比校」という。）は、現在、順調に工事が進み、将来的には、生徒や教師等を含め千数百人規模の学校施設となり、当市の地域経済の活性化、地域交流、国際化に大きな効果を及ぼすものと期待されます。 また、ハロウのブランドを活かし、ハロウ安比校を核として、観光・教育・健康をコンセプトに、商業施設、定住型別荘、富裕層向けホテルなどの各種施設を整備し、１万人規模が定住する街づくりの構想が進みつつあります。 観光面では、2019 年１月に花巻～上海便が就航し、安比高原地域にはスキーを始めとして八幡平、東北の観光を楽しむ多くのインバウンド客が訪れるようになっております。 特に、観光立国推進閣僚会議が推進する「観光ビジョン実現プログラム」において、スノーリゾートは地方での長期滞在や消費拡大に向けての有力コンテンツに位置付けられ、安比・八幡平地区は、本年６月に国が重点的に支援する国際競争力を有するスノーリゾートを形成する地区として国の指定を受けたところです。 こうした状況を踏まえ、安比高原地域のアクセスを大きく改善し、安比高原地域の発展を後押しすべく、安比高原地域にスマートインターチェンジが早期開設されるよう強く要望するものです。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

市町村議会名	意見書の内容
北　上　市	【議決年月日】令和２年 12 月 18 日 【提　出　先】内閣総理大臣　法務大臣 【件　　　名】刑事訴訟法の再審規定（再審法）の速やかな改正を求める意見書 再審は、誤って有罪とされた人の救済を目的とした制度です。しかし、現行の再審制度は、裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多く、その判断の公正さや適正さが制度的に担保される仕組みになっていません。とりわけ、再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化と、再審開始決定に対する検察官による不服申し立ての禁止の２点については、早急な法改正を要する喫緊の課題となっています。 再審請求手続における証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の改正の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討を行うものとしており、政府はこれを踏まえ、証拠開示の制度化を早急に実現させる必要があります。 また、再審は、誤って有罪とされた人を救済するための制度にもかかわらず、検察官の不服申し立てによって再審開始までに長い年月がかかり、救済が遅れている現状があります。検察は再審開始決定に対して不服を申し立てるのではなく、再審の中で改めて有罪を争うべきです。 よって、国及び政府関係機関においては、次の事項について刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう強く求めます。 記 １　再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。 ２　再審開始決定に対する検察の不服申し立てができない制度に改正すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。